

判例研究

自らの逮捕事実についてのツイートを
された者がツイッターの運営者に対して
上記ツイートの削除を求めることの可否
—— 最高裁令和4年6月24日第二小法廷判決
(令和2年(受)第1442号、投稿記事削除請求事件、破棄自判)
民集76巻5号1170頁、判時2561・2562合併号63頁

早川 結人

【事実の概要】

- 1 本件は、X（原告、被控訴人、上告人）がツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイトに投稿された各ツイート（以下、「本件各ツイート」という。）により、Xのプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益等が侵害されていると主張して、ツイッターを運営する外国法人であるY（被告、控訴人、被上告人）に対し、人格権等に基づき、本件各ツイートの削除を求めた事案である。
- 2 Xは、平成24年4月16日、旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕された。Xは、同年5月17日、建造物侵入罪により10万円の罰金刑に処せられ、同月、その罰金を納付した。
- 3 Xが上記被疑事実で逮捕された事実（以下、「本件事実」という。）は、逮捕当日に報道され、その記事が複数の報道機関のウェブサ

イトに掲載された。

同日、ツイッター上の氏名不詳者らのアカウントにおいて、本件各ツイートがされた。本件各ツイートは、いずれも上記の報道機関の一部を転載して本件事実を摘示するものであり、そのうちの一つを除き、その転載された報道記事のウェブページへのリンクが設定されたものであった。なお、報道機関のウェブサイトにおいて、本件各ツイートに転載された報道記事はいずれも本件一審判決までに既に削除されている。

- 4 Xは、上記の逮捕の時点では会社員であったが、現在は、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している。また、Xは、上記逮捕の数年後に婚姻したが、配偶者に対して本件事実を伝えていない。
- 5 ツイッターは、世界中で極めて多数の人が利用しており、膨大な数のツイートが投稿されている。ツイッターには、利用者の入力した条件に合致するツイートを検索する機能が備えられており、利用者がXの氏名を条件としてツイートを検索すると、検索結果として本件各ツイートが表示される。
- 6 第1審（東京地判令和1年10月11日民集76巻5号1183頁、判時2462号17頁）は、Xの本件事実を公表されない法的利益は、本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するから、XはYに対して本件各ツイートの削除を求めることができるとして、Xの請求を認容した。
- 7 原審（東京高判令和2年6月29日民集76巻5号1198頁、判時2462号14頁）は、Yがツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用実態に等に照らすと、XがYに対して本件各ツイートの削除を求めることができるのは、Xの本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量した結果、前者が優

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

越することが「明らか」¹な場合に限られるとした上で、前者が優越することが明らかであるとはいえないとして、Xの請求を棄却した。

Xが上告受理の申立てをした。

【判旨】（破棄自判、控訴棄却・Xの請求認容）

(1)

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される（最判平成14年9月24日集民207巻243頁、最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁参照）。」

「そして、ツイッターが、その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしていることを踏まえると、Xが、本件各ツイートによりXのプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続けるYに対し、人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、①²本件事実の性質及び内容、②本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲とXが被る具体的な被害の程度、Xの社会的地位や影響力、③本件各ツイートの目的や意義、④本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、Xの本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その

1 括弧書きは筆者によるものである。

2 数字の表記は筆者によるものである。

結果、Xの本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが相当である。」

「原審は、XがYに対して本件各ツイートの削除を求めることができるのは、Xの本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかなる場合に限られるとするが、Yがツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等を考慮しても、そのように解することはできない。」

(2)

- ① 「本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実である。」
- ② 「他方で本件事実は、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえ犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であったといえる。」
- ③ 「しかし、Xの逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年間が経過し、Xが受けた刑の言い渡しはその効力を失っており（刑法34条の2第1項後段）、本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されていることなどからすれば、本件事実の公共の利害との関わりの程度は小さくなってきている。」
- ④ 「また、本件各ツイートは、上記の逮捕当日にされたものであり、140文字という字数制限の下で、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したものであって、ツイッターの利用者に対して本件事実を速報することを目的とされたものとうかがわれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い。」
- ⑤ 「さらに、膨大な数に上るツイートの中で本件各ツイートが特に

自らの逮捕事実についてのツイートをした者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

注目を集めているといった事情はうかがわれないものの、Xの氏名を条件としてツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示されるのであるから、本件事実を知らないXと面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない。」

- ⑥ 「加えて、Xは、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している者であり、公的立場にある者ではない。」

「以上の諸事情に照らすと、Xの本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当である。したがって、Xは、Yに対し、本件各ツイートの削除を求めることができる。」

なお、草野耕一裁判官の補足意見がある。

【評釈】

一 本判決³の位置づけ

近時、情報発信者自身に対してではなく、検索事業者やサイトの運営者に対して、プライバシーに関する記事や投稿情報の削除を求める事案が増加している。

本判決のポイントは以下の2点に存する⁴。

第1に、本判決は、ツイッターの運営者に対する、個人のプライバ

3 本判決の評釈およびそれを契機とする論考として、巻美矢紀「判批」法教505号（2022年）135頁、栗田昌裕「判批」法教506号（2022年）146頁、曾我部真裕「判批」NBL1230号（2022年）17頁、村田健介「判批」法セ816号（2023年）57頁、同「判批」ジュリスト1579号（2023年）94頁、成原慧「判批」法教508号（2023年）49頁、實原隆志「判批」ジュリスト1583号（令和4年度重判解）（2023年）613頁、田中洋「判批」ジュリスト1583号（令和4年度重判解）（2023年）66頁、建部雅「判批」私法判例リマークス66号（2023〈上〉）（2023年）12頁がある。

4 栗田・前掲注（3）146頁、成原・前掲注（3）51頁、田中・前掲注（3）66頁。

シーに属する事実を摘示するツイートの削除請求が問題となった事案において、プライバシー侵害を理由とする差止めの根拠を人格権に求めることを最高裁として初めて明示した。

第2に、ツイッターを運営してツイートを一般の閲覧に供し続ける運営者に対し、ツイートの削除を求めることの可否に関する基準をその考慮要素とともに明示した。

これらを明示した点で本判決は、理論的にも実務的にも重要な意義を有すると考えられる。

二 「プライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」の位置づけ

最高裁は、最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁以降、名誉権を人格権として肯定し、差止め請求の可否を検討している。一方、プライバシー権による差止めについてはその法的根拠を明確にしなかった。

本判決は、プライバシー侵害による差止め請求に関して2つの最高裁判決を引用している。もっとも、そのどちらにおいてもやはりその根拠は明示されていない。

前掲最判平成14年9月24日については、名誉、プライバシー、名誉感情がまとめて、「人格権としての名誉権等」と表現されており、プライバシー侵害だけの場合について人格権がその根拠となるかについては明示していないと評されている⁵。

また、前掲最決平成29年1月31日では、同利益が人格権なのか人格的利益なのかが明示されないまま、削除の可能性が検討されている

5 曾我部真裕「判批」NBL1230号（2022年）14頁以下、成原・前掲注（3）51頁。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

（削除請求者が両者を併存的に並べて根拠として請求を行っており、これについて最高最は特に判断を加えていない）⁶ 7。

これに対し、本判決は、最高裁として初めて、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は人格権に当たり、差止請求権の根拠となることを明示した。従前の判例が、特定の理論的出発点に立つことを避けつつ、差止請求自体の可能性は認めてきたのに対し、本判決はこれを理論的に明確にしたものと評することができる。この点に本判決の意義の1つを見出すことができる⁸。もっとも、この点が実際の要件論においてどの程度意味をもっているかは判然としない⁹。ただし、本判決がプライバシーを明確な法的権利と構成したことの意義は小さくないであろう。

三 ツイート削除請求の可否の判断基準

1 従来判例

(1) 不法行為の成否

プライバシー侵害による損害賠償請求については、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表す

6 大塚直「判批」Law and Technology 64号（2019年）37頁、建部・前掲注（3）11頁。

7 平成29年決定については、最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁が、前科を「みだりに公表されない利益」をプライバシーとは直接結び付けずに、「更生を妨げられない」利益に言及していたのとは異なり、前科を直接にプライバシーの問題として扱い、「これをみだりに公表されない利益」が保護に値することを認めた点でも意義があるとされる。村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』」岡山法学67巻2号（2017年）42頁を参照。

8 村田・前掲注（3）「判批」94頁、田中・前掲注（3）「判批」66頁。

9 この点、現在においては、学説上の重要な争点は、差止め可否ではなく、その具体的な判断要件の構築へと移っている旨の指摘として、建部・前掲注（3）11頁がある。

る理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」という判断基準が示されている（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁）。また、同判決は、比較衡量の際の判断要素として、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など」を挙げており、後述するようにこれらの判断基準は差止め・削除請求の際にも基本的に同様に用いられている。

(2) 差止請求の成否

プライバシー侵害による差止請求については、本判決が参照している前掲最決平成29年1月31日¹⁰が検索事業者に対して、個人のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報検索結果から削除するよう請求を行った事案において、次の判断基準を示している。

差止請求の可否については、「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべ

10 同判決の原々審では、いわゆる「忘れられる権利」についての説示がなされ注目されたが、抗告審では明示的に否定され、同判決でも言及されることはなかった。「忘れられる権利」については多数の論稿が出されているところだが、本判例研究では検討の対象としない。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

きもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

まず、比較衡量の際の考慮要素としては、上記の最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁の列挙したものがそのまま用いられている。また、損害賠償請求の場合と同様に比較衡量の手法によって判断がなされている。

その上で、平成 29 年決定は、検索結果の削除は、等価的な比較衡量によってではなく、「公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に可能であるという立場を採用した（これは一般に「明らかな」要件と呼ばれている）¹¹。

同決定が「明らかな」要件を採用した根拠については必ずしも明示されていない。もっとも、同決定が判断基準を示す前に以下の 2 点を挙げていることに着目すべきであろう。

すなわち、①検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、②検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量

11 同判決は、その上で、当該事案においては公表されない法的利益が優越することが明らかであるとは言えないとして、X の抗告を棄却している。

の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。

ここで「明らかな」要件が採用された理由については学説の解釈は分かっていた。

疎明だけで差止めを認めることに求める見解、プライバシー侵害を理由とする削除請求の一般的な要件とする見解、検索事業者のインターネット上の情報流通の基盤としての役割を重視する見解である¹²。

もっとも、平成29年決定は、上記の2点の理由を明示したうえで、「明らかな」要件を採用していることから、検索結果の提供が表現行為に当たることおよび、検索事業者の検索事業者が情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることが根拠となっていると読むのが素直ではなかろうか。

まとめれば、検索結果の提供が検索事業者自身の表現行為という側面を有することと検索事業者による検索結果の提供が現代社会におけるインターネット上の情報流通の基盤となっていることから、「明らかな」要件¹³が採用されているものと考えられる。

同決定以降、検索事業者が提供する検索結果の削除だけでなく、ツイッター等の各種 SNS 上の投稿の削除についても「明らかな」要件が必要とされるかどうかについて議論が活発になった。

12 これらの解釈についての議論を整理するものとして、村田・前掲注(7) 169頁以下を参照。

13 「明らかな」要件が課されることが實際上どのような意味を持つかについては議論がある。こうした議論をまとめたものとして、高部真希子「判批(平成29年決定)」法の支配187号(2017年)74頁。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

2 一審・原審の採用する基準

本件においては、一審・原審・最高裁のいずれの段階でも平成29年決定を強く意識して「明らか」要件を採用するかどうか争われてきたことはその経緯¹⁴から明らかである。

一審判決は、以下のように述べて、「明らか」要件を採用しなかった。

「①ツイッターにおいて、利用者の投稿記事を網羅的に収集して投稿日時の順に表示し、利用者が一定の情報を入力して検索した場合には、前記情報と一致する投稿記事を投稿日時の順に検索結果として提供しているにすぎず、グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のような表現行為という側面は認められない。」

「②ツイッター自体はインターネット上のウェブサイトの一つにすぎず、これが、グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のように、インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない。」

この判示は、上記の平成29年が基準を採用する際の理由で述べた点を明確に意識した論証になっている。ツイッター事業者の表現行為性を否定し、かつ、情報流通の基盤であることを否定しているからである。

これに対して、原審判決は、以下のように述べて、「明らか」要件を採用した。

「①全世界におけるツイッターへの月間アクセス数は約39億回であって、全世界で6番目にアクセスが多いウェブサイトである。一般の私人のほか、米国の現職大統領をはじめとして、各界の著名人、官公庁、民間企業も、ツイッターを利用して情報発信を行い、

14 既に第一審においてXは、平成29年決定のような「明白性」を要求する厳格な基準を本件に適用すべきでないことを主張している。

これを受信する者も非常に多数にのぼる。」「②ツイッターには検索機能が付加されており、利用者が検索ワードを入力すると、投稿記事中からこれに対応するものが検索結果として表示される。この検索機能は、公衆がツイッター上の膨大な量の投稿記事の中から必要なものを入手することを支援し、ひいては投稿者による投稿行為の情報発信力を高めるものである。そうすると、ツイッターはその検索機能と併せて、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているといえることができる。」

第一審に対して、原審は、事業者側の表現行為性については特段言及していない。その代わり、ツイッターが非常にアクセス数の多いウェブサイトであることを認定している。その腕、ツイッターがインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているとして、検索事業者の場合と同様の位置づけをツイッターに与えている。

3 本判決の採用する基準

これに対して、本判決は、「原審は、XがYに対して本件ツイートの削除を求めることができるのは、Xの本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られるとするが、Yがツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用実態等を考慮しても、そのように「明らか」要件が必要だと）解することはできない」として、「明らか」要件を採用することを明確に否定し、等価的な比較衡量の判断基準を支持した。

本判決は、「明らか」要件を採用しない理由としては、原審に対する上記のような単純な批判を向けるだけでそれ以上の言及はなされていない。

もっとも、本判決からの批判のうち、原審判決が挙げる①の理由、利用者数の膨大さがツイッターの「利用実態」に対応しているものと

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

思われる。原審判決が挙げる②の理由、情報流通の基盤であるという点が「サービスの内容」に対応しているものとも思われる。ここでは、第一審判決があげるツイッター事業者の表現行為性についての言及はない。利用者数の多さはそれだけをもって、情報流通の基盤と評価することはできず、情報流通の基盤としての役割については、特に検索事業者の場合に当てはまるものと理解するものだろう。これは、上記の平成29年決定における理由（情報流通の基盤としての重要性を重視している）と整合的に理解することができる、

4 本判決の基準に対する評価

上記のように、最高裁は、「明らか」要件を採用するかどうかについて、その事業者の事業がインターネット上の情報流通の基盤としての役割を果たしているかどうかを重視しているものと思われる。そして、原審の理由②を否定し、平成29年決定と同様の基準を採用することを拒否していることから、本判決は、情報流通の基盤となり得るかという観点からは、グーグルのような検索事業とツイッターのようなSNS事業者を質的に区別しているものと考えられる。「情報流通の基盤」が何を指すかは自明のものではないが、ウェブ上の全情報を対象とする検索エンジンと、大規模とはいえSNSの一つに過ぎないツイッターとでは、その情報の量および質に違いがあるのは確かである。また、利用者の実態としても、情報を獲得する際に、検索エンジンを用いるのは現在では極めて一般的であるのに対し、SNS上で情報を収集する者は、そのSNSを利用しているものに限られるし、現状では網羅的な情報収集ツールとは言えないのではないかとと思われる。もっとも、この点は、今後の利用実態によっても左右される可能性がある点には注意が必要である。

ここで、この情報流通の基盤としての役割がどのような意義である

かは判示内容からは必ずしも明らかでない¹⁵。この点が「明らか」要件の採否に直結するのであれば、その意義はより明確にされる必要があるだろう。

この点、検索事業者には、検索サービスの中立性や公共性が要求されていることが情報流通の基盤としての意味をもつと理解することも可能であろう。しかし、ここでは、平成 29 年決定が以下のように判示していることが注目される。

「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。」

ここでは、検索事業者に対して、中立性や公共性といった特別な価値を持っている点ではなく、現に「情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」という脱規範的評価が前提にある¹⁶。客観的な役割とそれに対する利用者の期待がここでは重視されているものと思われる。この点からは、検索事業者の客観的な役割や SNS の役割が今後の社会情勢によって変化していく可能性も否定できず、現在の基準が今後も妥当するかは不透明である。

また、原審では、平成 29 年決定の理由①、表現行為の側面には言及がなく、本判決がこの点をどのように判断しているかは不明確ではある。もっとも、この点については、平成 29 年決定がその表現行為性を導くために、検索事業者によるクローニング、インデックス作成などにより情報を整理し、利用者の検索条件に対応する情報をイン

15 この点を指摘するものとして、曾我部・前掲注(3) 16 頁がある。

16 曾我部真裕『『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス』論究ジュリ 25 号(2018 年) 53 頁。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

デックスから検索結果として提供するという一連の行為を検索エンジンが行っている点を挙げている点が注目される。これと対比して、ツイッターにも自身の方針によるアルゴリズムによるツイートの提示がなされていることから、ツイッター事業者にも表現行為の側面を認めることが可能であるとの指摘¹⁷もある。しかし、ツイッター上のアルゴリズムはあくまでもツイッター上で話題となっているものを優先的に表示するにとどまり、検索エンジンが行っているあらゆるウェブサイトに対するクロージングやインデックス化とは質的に異なるとの評価は十分成り立つのではなかろうか。この観点からも本判決の判断基準を支持することは可能である。

四 比較衡量判断について

次に本判決の具体的な比較衡量の判断について検討する。

本判決は、基本的に、最判平成15年および最決平成29年と同様の衡量要素を列挙し、それらを総合判断する形で比較衡量を行っている。

各衡量要素についてみると、判旨①（あわせて④）については、判旨①②③が対応している。すなわち、本件事実はXが逮捕されたというものであり、これは過去の犯罪歴など同様に他人にみだりに知られたくないプライバシーに関わる性質、内容のものである。一方、本件事実は、旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したというものであり、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいええない事実であり、当時は公共の利害に関する事実であったと認定されている。しかし、Xの逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年が経過し、刑の言い渡しの効力が終わっていること、本件ツイートに転載された

17 水谷瑛嗣郎「一審判決判批」新・判例解説 Watch27号（2020年）32頁。

記事も既に削除されていることから、現時点では、公共の利害との関わりは小さくなってきていることが認定されている¹⁸。判旨①②③を通して、Y側の理由を弱める事情と評価できる。

この要素については、本件は純然たる私人による犯罪行為であった点に注意が必要であろう。公人であった者や今後公職に就こうとしている者については、時の経過だけでその公共の利害との関係が小さくなるかは疑問の余地があるからである。また、報道記事が削除されていることと公共の利害との関係性は直ちには明確ではないものの¹⁹、報道機関が一定の指針に従って犯罪事実報道記事についての掲載期間の長短を考慮しているのであれば、それを裁判所が考慮することも許されるであろう。

次に、判旨②前段については、判旨⑤が対応している。ここでは、Xの氏名を条件としてツイート検索をすると結果として本件各ツイートが表示され、本件事実を知らないXと面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとは言えないことが認定されている。本件事実関係において、Xには現在、婚姻しているが配偶者には本件事実を伝えていなかったことが示されている。Xの被害具体的な被害な程度が大きいことを示したものであろう。

これは、X側の法的利益の強度を高める事情と位置付けられる。

また、判旨②後段については、判旨⑥が対応している。Xの社会的地位や影響力について、公的立場にある者ではないことが指摘されている。これはY側の理由を弱める事情と位置づけられる。

判旨③については、判旨④が対応する。ここでは、ツイッターの速報性が挙げられている。

18 この点、単に公的な立場につくものに限らず、弱者に直接関わる者の安全性の評価には単に数年の経過では足りないとの問題意識を示すものとして、建部・前掲注(3)12頁以下があり、注目される。

19 村田・前掲注(3)96頁、曾我部・前掲注(3)17頁。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

ここでは、あくまでも本件ツイートが速報目的であり、長期間にわたって閲覧される続けることを想定したものではないことが認定されているに留まる。ツイートの内容や性質によっては長期間の閲覧を想定したのもあり得るところであり、異なる評価が導かれる可能性も十分にあるだろう²⁰。

また、この点に関しては、本件各ツイートをを行った利用者は、本件の当事者ではないことから、本件各ツイートの目的を十分に立証することは困難ではないかとの指摘がなされている²¹。これは、Y側の理由、とりわけ長期間の閲覧に供する理由を弱める事情と位置づけることができる。

なお、平成29年決定、一審判決・原判決にあった、「当該投稿記事において当該事実を記載する必要性」という要件が本判決では消去されている。

これは、本件事実の性質及び内容について判断する際に、その公共の利害との関わりを十分に考慮しているの、あえてこの要件を立てる必要はなかったものではないかと思われる。また、平成29年決定と異なり投稿自体の削除が問題となった本件では、記事の中での本件事実の記載を問題とする必要がなかったとも考えられる²²。

五 本判決の意義と射程

本判決は、あくまでもXの本件事実を公表されない法的利益を問題として要件を提示しており、本件事案に限って適用される要件を示

20 成原・前掲注(3) 55頁は、報道記事を転載するツイートであっても、研究者やジャーナリストによる論評については、異なる評価がなされる可能性を示唆する。

21 曾我部・前掲注(4) 18頁。

22 卷・前掲注(3) 135頁。

したものと理解することができる。よって、本判決は事例判決であるということができる²³。

しかし、平成 29 年決定が「明らか」要件を採用していたことから、インターネット上のプライバシー侵害については、この要件が必須のものとして理解される可能性もあった。その中で、本判決は利用者が非常に多数にのぼる SNS であるツイッターが問題になった事案について、その要件を採用することを否定した。検索事業者が提供する検索結果の削除とは異なり、一律に「明らか」要件を必要とするものでないことを明示した点において、その影響力は小さいものとはいえない。

上記のように事例判決である以上は、その射程が及ぶ範囲は限定されると理解するほかない。もっとも、判例がプライバシー侵害による差止めについては、比較衡量の枠組みを維持してきていることから、前科・前歴以外のプライバシーに関わる情報についても、インターネット上の情報削除については、同様の枠組みが採用される可能性が高いものと考えられる。

また、本判決が基準を示す際に、原審の立場を否定し、グーグル等の検索エンジンとツイッター等の SNS を質的に異なるものと位置付けていることから、今後は SNS における投稿の削除が問題となった場合には、本判決の基準（「明らか」要件を要求しない）が参照される可能性が高いのではないかと考えられる。

比較衡量の枠組みによる場合の問題点として、判断結果の予測可能性が困難な点が挙げられる。インターネット上の情報の削除請求についての最高裁判決は、未だその数が少なく、具体的な比較衡量の結果については、今後の事案の集積を待つほかないであろう。

また、理論的にみても、最高裁が比較衡量の枠組み（「明らか」要

23 建部・前掲注(3)、本判決についての判例時報における匿名コメント・判例時報 2561・2562 合併号 66 頁。

自らの逮捕事実についてのツイートをされた者がツイッターの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否（早川）

件を課すか否か）を決定する際に重視していると思われる、情報流通の基盤の意味について、最高裁自身によるより具体的な説示がなされるのが待たれる。